⑿　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成20年３月31日付け19東経第178号局長通知）に基づき、警察当局から当局長（署長、支署長含む）に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⒂　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務。

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務。

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務。

3　競争参加資格の確認等

⑴　本競争の参加希望者は、上記２に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い技術提案書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

⑵　技術提案書等の提出期間、場所及び方法

技術提案書等は、電子入札システムにより提出すること。

ただし、電子入札システムによりがたい者で発注者の承諾を得た場合は、下記②の場所に郵送等（配達証明ができるものに限る。以下同じ。）又は持参して２部提出すること。

なお、詳細は入札説明書による。

①　提出期間　平成27年10月14日から平成27年11月24日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）。

②　提出場所　〒010―8550 秋田県秋田市中通５－９―16　東北森林管理局総務企画部経理課支出係　電話018―836―2186

⑶　技術提案書等は入札説明書により作成すること。

⑷　上記３⑵に規定する期限までに技術提案書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。

4　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み

①　入札説明書に示された競争参加資格要件を満たしている場合に、標準点100点を付与する。

②　上記２⑿の技術提案と資料で示された実績等により最大50点の加算点及び最大30点の施工体制評価点を付与する。

③　得られた「標準点」と「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を当該入札者の入札価格で除して算出した値（以下「評価値」という。）を用いて落札者を決定する。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

⑵　評価項目

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

①　技術提案（施工計画含む）

②　施工能力等

③　信頼性・社会性

④　施工体制（品質確保の実行性、施工体制確保の確実性）

⑶　落札者の決定方法

①　入札参加者は価格をもって入札する。標準点に加算点を加えた点数をその入札価格で除した評価値｛評価値＝（標準点＋加算点＋施工体制評価点）÷入札価格｝を算出し、次の条件を満たした者のうち、算出した評価値が最も高い者を落札者とする。

ア　入札価格が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ有効な入札であること。

イ　評価値が標準点（100点）を予定価格で除した数値「基準評価値」を下回らないこと。

②　落札者となるべき者の入札価格が、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

③　落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、入札価格が予定価格の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

④　上記４⑶②の調査及び落札者の決定方法等については、入札説明書によるものとする。

⑤　技術提案の方法　技術提案は入札説明書に基づき作成するものとすること。

5　入札手続等

⑴　担当部署　〒010―8550 秋田県秋田市中通５－９―16　東北森林管理局総務企画部経理課支出係　電話018―836―2186

⑵　入札説明書等の交付期間、場所及び方法

入札説明書等は、電子入札システムにより交付するものとし、下記の期間内に電子入札システム内の「入札説明書等ダウンロードシステム」の「案件一覧表示」から入札説明書等の必要な情報を入手すること。

ただし、やむを得ない事情等により発注者の承諾を得て紙入札による場合は、下記の①及び②において交付する。なお、紙入札による場合は、発注者の指示する方法で交付するので、担当部署にその旨を申し出ること。

①　交付期間　平成27年10月14日から平成27年12月18日まで（土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前９時から午後４時まで（正午から午後１時までを除く。）。

②　交付場所　上記３の⑵と同じ場所。

⑶　入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参又は郵送により提出すること。

①　電子入札システムによる締め切りは、平成27年12月18日午後４時とする。ただし、電子入札システムによる入札の受付開始の時期は、平成27年12月15日午前９時からとする。

②　紙入札により入札する場合は、平成27年12月21日午前11時30分までに東北森林管理局第２会議室へ入札書を持参すること。

なお、郵送により入札書を提出する場合は、平成27年12月18日午後４時までに東北森林管理局総務企画部経理課へ必着とする。この場合の入札書の日付は、平成27年12月21日とする。

③　開札は、平成27年12月21日午前11時30分に東北森林管理局第２会議室において行う。ただし、入札及び開札日時に変更がある場合には、変更公告、競争入札参加資格通知書等により変更後の日時を通知する。

④　紙入札による競争入札への参加に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

6　その他

⑴　入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　免除。

②　契約保証金　納付。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑶　工事費内訳書の提出　第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を、電子入札システムにより提出すること。紙入札の場合は、入札書とともに工事費内訳書を提出すること。なお、詳細は入札説明書による。

工事費内訳書の様式は任意であるが、少なくとも数量、単価、金額等を明らかにすること。

なお、入札の際に工事内訳書が未提出又は提出された工事費内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該工事費内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。

また、提出された工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、技術提案書等に虚偽の記載をした者の入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。